

2026年3月18日  
九電ネクスト株式会社

激甚災害として指定された災害により被災されたお客さまに対する  
電気料金等の特別措置を実施します  
— 電気料金の支払期日の延長、不使用日の電気料金の免除などを実施 —

激甚災害として指定された災害により被災されたお客さまに、心からお見舞い申し上げます。  
当社は、以下の災害が、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」にもとづき、激甚災害として指定されたことに伴い、激甚災害として指定された地域において、住居等に被害を受けられたお客さまからお申し出があった場合には、電気料金等の特別措置を適用いたします。

## I 特別措置の対象地域

激甚災害として指定された市町村

※ 対象市町村は、別紙を参照ください。

## II 特別措置の内容

- 1 電気料金の支払期日の延長
- 2 不使用日の電気料金の免除
- 3 工事費負担金等の免除
- 4 基本料金の免除

※ 特別措置の内容は、別紙を参照ください。

## III 特別措置の申込み

この特別措置の適用を希望されるお客さまは、2026年9月末までに、下記へお問合せのうえ、お申込みください。

### 【お問合せ先】

〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神二丁目12番1号

九電ネクスト株式会社 電力販売本部 【TEL】0120-0910-17

※ お申し込み時には、お客さまの被災状況を確認するため、原則として、各自治体より発行される「り災証明書」等を提出していただきます。「り災証明書」等の発行につきましては、各自治体へご確認をお願いいたします。

## 1 特別措置の対象

激甚災害	対象地域
令和7年4月17日及び同月18日の融雪	山形県西村山郡朝日町
令和7年9月30日及び10月1日の豪雨	北海道白老郡白老町
令和7年7月9日から同月12日までの間の豪雨	長野県木曾郡南木曾町 岐阜県加茂郡東白川村
令和7年7月13日から同月18日までの間の豪雨	山梨県南巨摩郡身延町 高知県土佐郡大川村
令和8年1月6日の地震	鳥取県境港市

## 2 特別措置の内容

特別措置の内容	
1 電気料金の支払期日 <sup>※1</sup> の延長	災害発生日の前月（支払期日が災害発生日以降のものに限る。）、災害発生日、災害発生日の翌月、災害発生日の翌々月の料金計算分の料金算定日を各々1か月間延長します。
2 不使用日の電気料金の免除	災害発生日から6月後の末日に限り、引き続き全く電気を使用されなかった場合、1日あたり基本料金を4%割引いたします。
3 工事費負担金等 <sup>※2</sup> の免除	災害発生日から6月後の末日までの間、家屋再建のための工事費負担金等を免除します。
4 基本料金の免除	電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合、災害発生日から6月後の末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除します。

※1 支払期日とは、検針日の翌日から起算して30日目をいいます。

※2 工事費負担金等とは、お客さまへ電気を供給するために施設される設備にかかる工事費のうち、お客さまにご負担いただく費用をいいます。なお、工事費負担金等とは、工事費負担金、臨時工事費、諸工料をいいます。